

## 都市計画論文、質疑討論 第1次審査用原稿執筆要綱 [和文論文用]

## 1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文 応募規則第7条第1号に基づき、第1次審査用原稿作成にあたっての細目を定めるものとする。

## 2. 体裁

- 1) 学会ウェブページ公開[原稿テンプレート]書式に従い、A4の用紙サイズにて作成すること。
- 2) 英文概要は一段組み、本文は二段組みとすること。

## 3. 原稿分量

- 1) 原稿分量は、1頁目を1行26字×30行×2段=1,560字とし、2頁目以降は1行26字×50行×2段=2,600字とする。余白は、上30mm 下25mm 左20mm 右20mmとする。論文頁数は、図・表等も含めて6頁を標準とし、都市計画論文[発表付]では最大8頁以内、都市計画論文では最大16頁以内とする。質疑応答では図・表等も含めて2頁までを厳守すること。
- 2) 英文概要は論文内容を英文で説明するものであり、8行(100~120words)程度の分量とする。
- 3) 3~6つのキーワードを英文と和文で記入すること。
- 4) 原稿PDFファイルのデータ容量は、7MBiteを限度とする。

## 4. 原稿の構成とレイアウト

学会ウェブページ公開[原稿テンプレート]の書式に従うこと。

## 1). 原稿の構成

原稿は次の順序に従って記述すること。

タイトル、英文タイトル、英文概要、英文キーワード、和文キーワード、本文、補注等、参考・引用文献

## 2). タイトル

和文の文字はゴシック体を基本とし、大きさは11~12ポイントとする。左寄せに配置すること。

## 3) 概要・キーワード

英文概要の文字はタイムズを基本とし、その大きさは9.5~10ポイントとする。左右の端をそろえて、中央に配置すること。英文キーワードは英文概要、和文キーワードは本文用の文字・大きさに準ずる。

## 4). 本文

和文の文字は明朝体を基本とし、その大きさは9.5~10ポイントとする。本文の見出しは1, (1), (I) 等とし、その順に統一し、左寄せに配置すること。ゴシック体を用いても良い。各章の直前1行はあけること。

## 5). 図・表・写真

完成した図表を配置した完全版下原稿を提出すること。図・表・数式等を原稿中に配置した際には、該当分量を行数としてカウントすること。図表等において、説明責任のある文字の大きさについては、A4版完全版下原稿印刷時に最小でも文字の高さが2mmで作成すること。表タイトルは表の上、図・写真タイトルは図・写真の下にそれぞれ印字(表-1, 図-3のように)すること。

## 6). 補注、参考・引用文献

文字のサイズは最低8ポイント、行の間隔は10ポイント以上とする。

補注を必要とする場合は(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、参考・引用文献の前に一括掲載する。参考・引用文献は本文に関わりあるものにとどめ、1), 2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、文末に引用順に次の例を参考にして一括掲載すること。

単行本(1): 著者名(公刊西暦年号), 「書名」, 参考・引用ページ, 発行所名

単行本(2): 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「論文名」, 編著者名, 『書名』, 参考・引用ページ, 発行所名

雑誌: 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「表題」, 掲載誌名, 巻(号), 参考・引用ページ, 発行所名

URL: 著者, 製作者名, ウェブページタイトル, 言語の表示, 入手先(オンラインの場合のみ必須, その他は補助), 入手日付

## 5. 第1次審査用原稿執筆時の注意事項

審査を効率的に行うため、第1次審査用原稿に限り、原稿余白に行番号を記入すること。

審査の公正を保持するため、第1次審査用原稿では以下の事項を守ること。

- 1) 原稿には、氏名、所属を記載しない(査読者には著者名を伏せて送付する。厳守すること)。
- 2) 謝辞等は書かないこと。最終原稿に謝辞等を記入する場合には、その字数を予め確保しておくこと。
- 3) 原稿本文中に著者が特定出来る様な表現は避けること。例: 「著者が研究した○○○によると…」, 「著者らは…」, 「前著を受けて…」等。特に著者自身による既往文献を引用する場合に留意すること。
- 4) 参考・引用文献の著者名を「拙稿」等と記載しない。
- 5) 応募規則第3条の既発表著作を著者が特定できる形で引用しないこと。最終原稿に注記等で引用する場合には、その字数を予め確保しておく。

## 6. 原稿の作成形式

原稿はPDF (Portable Document Format) ファイルの形式で作成すること。PDF作成にあたっては、必ず正しく作成されていることを確認されたい。

## 7. 原稿の形式確認

本要綱で定める事項への違反が形式確認で確認された場合、原稿を受理しないことがある。受理した後の審査過程において、図表中の文字が極めて小さく判読が困難であり、修正要求を行う場合にも、原稿が規定の分量を超過する可能性が高いと判断されるものは、不採用とする。

## 8. 要綱の改正

この要綱は、学術委員会の議決により改正することができる。

(附則) この要綱は2026年3月1日から施行する。